

すみだスポーツ健康センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																						
<p>（開館時間等）</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 健康センターを利用<u>することができる</u>時間は、第1項に定める開館時間の範囲内とし、準備に要する時間を含むものとする。 （指定管理者の指定の手續）</p> <p>第13条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認められたものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)〔略〕</p> <p>(2) 業務計画書の内容が、健康センターの効用を最大限に発揮<u>することができる</u>ものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3)〔略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">温水プール施設</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1回 1,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小学生及び中学生</td> <td style="text-align: center;">1回 550円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学齢に達しない者及び規則で定める者</td> <td style="text-align: center;">1回 無料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">トレーニング室</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1回、2時間以内 240円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">利用料金（1台につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30分以内の利用の場合</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30分を超える利用の場合</td> <td style="text-align: center;">最初の30分を除き、3時間まで550円、以後1時間までごとに110円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	利用料金	温水プール施設	一般	1回 1,100円	小学生及び中学生	1回 550円	学齢に達しない者及び規則で定める者	1回 無料	トレーニング室	一般	1回、2時間以内 240円	区 分	利用料金（1台につき）	30分以内の利用の場合	無料	30分を超える利用の場合	最初の30分を除き、3時間まで550円、以後1時間までごとに110円	<p>〔同左〕</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 健康センターを利用できる時間は、第1項に定める開館時間の範囲内とし、準備に要する時間を含むものとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第13条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3〔同左〕</p> <p>(1)〔略〕</p> <p>(2) 業務計画書の内容が、健康センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3)〔略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">温水プール施設</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕 1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕 500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕 〔同左〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">トレーニング室</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕 220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">使 用 料（1台につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30分以内の使用の場合</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30分を超える使用の場合</td> <td style="text-align: center;">3時間まで500円、以後1時間までごとに100円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料	温水プール施設	〔同左〕	〔同左〕 1,000円	〔同左〕	〔同左〕 500円	〔同左〕	〔同左〕 〔同左〕	トレーニング室	〔同左〕	〔同左〕 220円	区 分	使 用 料（1台につき）	30分以内の使用の場合	〔同左〕	30分を超える使用の場合	3時間まで500円、以後1時間までごとに100円
区 分	単 位	利用料金																																					
温水プール施設	一般	1回 1,100円																																					
	小学生及び中学生	1回 550円																																					
	学齢に達しない者及び規則で定める者	1回 無料																																					
トレーニング室	一般	1回、2時間以内 240円																																					
区 分	利用料金（1台につき）																																						
30分以内の利用の場合	無料																																						
30分を超える利用の場合	最初の30分を除き、3時間まで550円、以後1時間までごとに110円																																						
区 分	単 位	使用料																																					
温水プール施設	〔同左〕	〔同左〕 1,000円																																					
	〔同左〕	〔同左〕 500円																																					
	〔同左〕	〔同左〕 〔同左〕																																					
トレーニング室	〔同左〕	〔同左〕 220円																																					
区 分	使 用 料（1台につき）																																						
30分以内の使用の場合	〔同左〕																																						
30分を超える使用の場合	3時間まで500円、以後1時間までごとに100円																																						

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。